

○自動車事故被害者救済制度（国土交通省、独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)）

※金額や病院数、施設数等については【令和4年4月1日】現在

① 介護料の支給	自動車事故が原因で脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時又は随時の介護が必要な方に対し、介護料を支給。 （月額 36,500円～211,530円） ※ 介護保険、労災保険の介護（補償）給付等との併給不可。
② 短期入院・短期入所	自動車事故により自宅介護を受ける重度後遺障害者の方々の健康維持や、家族の負担軽減のため、全国に「短期入院協力病院」、「短期入所協力施設」を指定。 （202 病院、136 施設）
③ 短期入院・短期入所費用助成	短期入院・入所を利用した際の患者移送費、室料差額負担金及び食事負担金等に要する費用として自己負担した額の一部を助成。（年間 45 日かつ年間 45 万円まで）
④ 療護施設の設置・運営（重度後遺障害者のための専門病院）	自動車事故による重度後遺障害者（遷延性意識障害者）のための専門病院（療護施設）を全国11か所で設置・運営。（入院期間は概ね3年間）
⑤ 交通遺児等貸付	自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者となったご家族（生活困窮家庭）のお子様に対し、中学校卒業まで生活資金の無利子貸付を行う。 （当初一時金15万5千円、月額1万円又は2万円。小学校と中学校入学支度金4万4千円）
⑥ 介護者（親）なき後に備えるための情報提供	介護者が先に亡くなったり、老齢や病気等により介護が出来なくなった場合に対応するために必要な情報を集め、ナスバホームページに掲載し情報提供している。

※ 詳細情報、連絡・申込先：①、③～⑥は [ナスバ 支える](#)、②は [国交省 短期入院](#) で検索してください。また、総合的な案内は [国交省 交通事故にあったときには パンフレット](#) で検索してください。

●自動車事故にあって、相談先にお困りの方

上記制度も含め、各種無料で相談できる窓口を電話で紹介しています。

NASVA（ナスバ）交通事故被害者ホットライン 電話：0570-000738
（土・日・祝日・年末年始を除く 10：00～12：00、13：00～16：00）